

職員の募集について（障害者選考採用試験（係員級））

1 職務内容

大阪法務局本局、北大阪支局、東大阪支局、堺支局、富田林支局、岸和田支局、北出張所、天王寺出張所、池田出張所、枚方出張所及び守口出張所のいずれか（勤務先の所在は、以下のとおり）における、法務局が所管する業務である不動産登記、商業・法人登記、戸籍・国籍、供託、人権擁護、訟務事務及びその他の行政事務に従事する行政職俸給表（一）１級職員として採用することとなります。

- (1) 大阪法務局本局（勤務先：大阪市中心区大手前三丁目１番４１号大手前合同庁舎）
- (2) 大阪法務局北大阪支局（勤務先：茨木市中村町１番３５号）
- (3) 大阪法務局東大阪支局（勤務先：東大阪市高井田元町２丁目８番１０号東大阪法務合同庁舎）
- (4) 大阪法務局堺支局（勤務先：堺市堺区南瓦町２番２９号（堺地方合同庁舎内））
- (5) 大阪法務局富田林支局（勤務先：富田林市甲田一丁目７番２号）
- (6) 大阪法務局岸和田支局（勤務先：岸和田市上野町東２４番１０号）
- (7) 大阪法務局北出張所（勤務先：大阪市北区西天満１丁目１１番４号（大阪法務局北分庁舎））
- (8) 大阪法務局天王寺出張所（勤務先：大阪市天王寺区六万休町１番２７号天王寺合同庁舎）
- (9) 大阪法務局池田出張所（勤務先：池田市満寿美町９番２５号）
- (10) 大阪法務局枚方出張所（勤務先：枚方市大垣内町２丁目４番６号）
- (11) 大阪法務局守口出張所（勤務先：守口市竜田通２丁目６番６号）

2 応募資格等

次の(1)から(3)の要件を満たす者

- (1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法第１５条の規定により都道府県知事の定める医師

が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

ウ 産業医又は人事院規則 10-4 第 9 条等に規定する健康管理医によるイに準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

エ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

オ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 1964 年（昭和 39 年）4 月 2 日から 2008 年（平成 20 年）4 月 1 日までに生まれた者

(3) 次のいずれかに該当しない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 国家公務員法第 38 条の規定により公務員となることができない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(4) 選考に当たっての考慮事項

パソコンによる書類作成などができること

3 勤務条件等

(1) 給与

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等があります。

(3) 勤務時間

勤務時間は１日７時間４５分、原則として土・日曜日及び祝日等は休日です。

(4) 休暇

年次休暇（年２０日（４月１日採用の場合、採用の年は１５日。）残日数は翌年に繰越し。２年目以降の残日数は２０日を限度として、当該年の翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

(5) 服務

国家公務員法に基づく服務規定等によることとなり、守秘義務や兼業制限などが適用されます。

4 採用予定数

１名

5 採用予定時期

令和８年４月１日（水）

6 選考日程

(1) 受付期間

令和７年１２月８日（月）から令和８年１月７日（水）まで

(2) 第１次選考合格発表

令和８年１月１６日（金）から同月２２日（木）まで

※合格者のみに個別に電話又はメールにより連絡の上、後記(3)の第２次選考試験日の日程調整を行います。

(3) 第２次選考試験日及び試験会場

ア 試験日

令和８年２月２日（月）及び同月３日（火）

イ 試験会場

大阪法務局本局（大阪市中心区大手前三丁目 1 番 4 1 号大手前合同庁舎）

(4) 最終合格発表

令和 8 年 2 月 1 3 日（金）

※合格者のみに個別に電話又はメールで通知します。

7 選考方法

(1) 第 1 次選考

ア 書類選考（経歴評定）

イ 論文試験（課題に対する小論文により、職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを判断する試験）

(2) 第 2 次選考

面接試験（人柄・対人能力等についての試験）

8 応募方法

(1) 応募者は、6 (1) 記載の受付期間内に以下の書類を郵送又は電子メールで提出してください。

ア 履歴書（別紙様式 1） ※電子データで作成してください。

イ 職務経歴書（別紙様式 2） ※同上

ウ 小論文（別紙様式 3） ※同上

(2) 提出先

〒540-8544

大阪市中心区大手前三丁目 1 番 4 1 号大手前合同庁舎

大阪法務局総務部職員課人事係

メール宛先：oosaka-koyou@moj.go.jp

件名：大阪法務局障害者選考採用試験（係員級）

9 個人情報の取扱い

採用に関する個人情報については、採用活動を目的に利用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

10 問い合わせ先

大阪法務局総務部職員課人事係

住所：大阪府中央区大手前三丁目1番41号大手前合同庁舎

電話：06-6942-9406

メール：oosaka-koyou@moj.go.jp